

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Ad v i s e r の名称】

【担当 J-Ad v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J-Ad v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J-Ad v i s e r の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025 年 6 月 27 日

シュンビン株式会社
(Shunbin Co., Ltd.)

代表取締役社長 津村元英

京都府京都市伏見区横大路下三栖東の口町 1 の 3

(075)611-0188 (代表)

取締役経営管理部長 松本晋一

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321 (代表)

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりで
す。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

シュンビン株式会社

<https://www.shun-bin.com>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期
決算年月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	987,241	961,760	1,036,577
経常利益 (千円)	9,830	13,331	11,418
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	8,905	8,650	6,643
包括利益 (千円)	8,905	8,650	6,643
純資産額 (千円)	254,133	261,360	266,854
総資産額 (千円)	813,583	814,457	799,729
1株当たり純資産額 (円)	108.27	113.68	116.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (－)	0.50 (－)	0.50 (－)
1株当たり当期純利益 (円)	4.18	3.73	2.89
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－
自己資本比率 (%)	31.2	32.1	33.4
自己資本利益率 (%)	3.5	3.3	2.5
株価収益率 (倍)	－	－	55.36
配当性向 (%)	12.0	13.6	17.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	39,109	20,116	16,277
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△9,914	8,630	4,758
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△33,939	△29,565	10,211
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	112,462	111,643	142,890
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	37 (4)	40 (3)	37 (3)

(注) 1. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第76期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第76期から第77期までの株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 当社グループは、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）及び第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。

2【沿革】

当社グループの源流は、伏見地域の酒蔵向けに清酒用和樽の製造販売を目的として、大正時代後期に、京都府京都市伏見区にて津村朝吉が創業した個人商店「津村製樽店」にあります。1941 年 5 月、津村製樽店を法人化し、津村製樽株式会社を設立しておりましたが、戦争激化の影響を受けて 1942 年に一時休業後、終戦後の 1947 年 3 月 11 日に事業を再開しております。

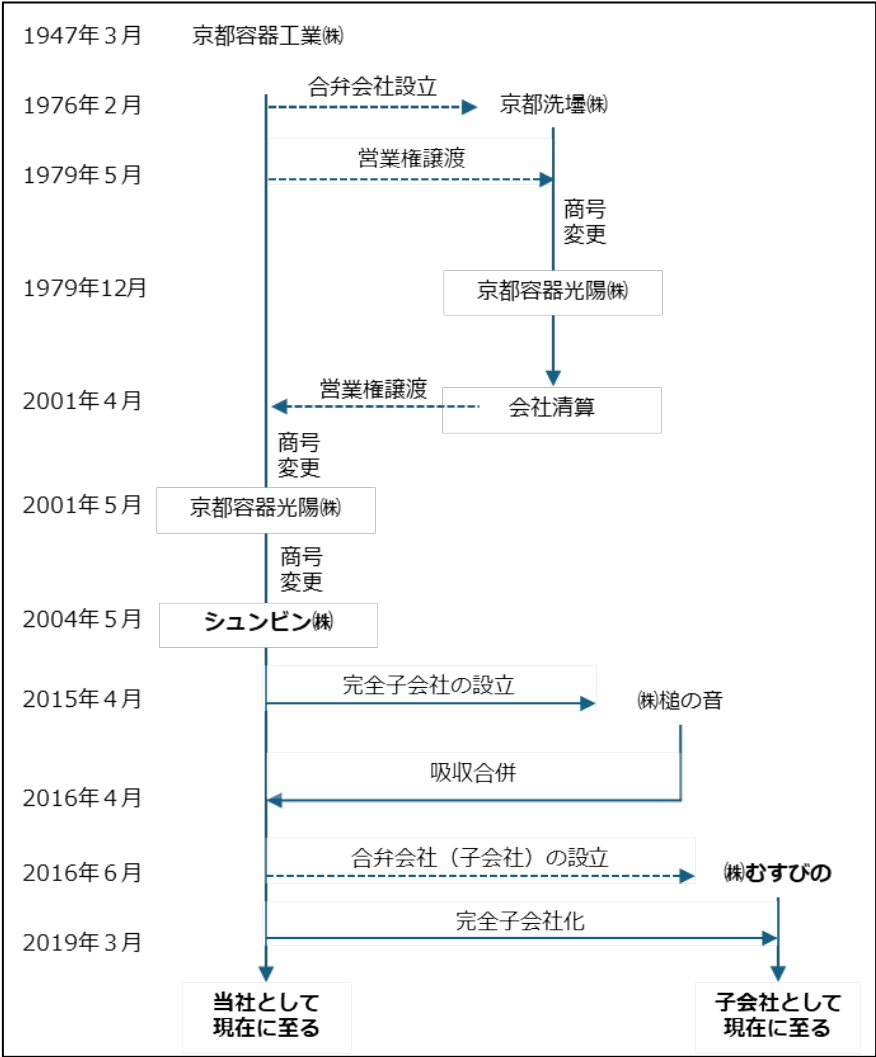
当社の主たる事業は、大正～昭和前期の清酒用和樽の製造販売する事業、昭和前期～昭和後期の一升瓶を回収洗浄・販売する事業、平成前期のオリジナルデザインの瓶の製造販売事業、平成中期からは瓶以外の包装や箱等の多種多様なパッケージのデザインをする事業へ転換していきました。これまでの当社は、パッケージを中核に製造・販売・商品企画・デザイン等の事業展開をしております。現在の当社は、単にパッケージだけでなく、企業そのものも対象として、単一セグメントとしてブランディング及び商品開発デザイン事業を展開しております。

なお、清酒用和樽の製造販売は 1996 年頃に事業撤退、瓶の回収洗浄・販売は 2014 年頃に事業撤退をしております。

戦後以降、現在に至るまでの経緯は次のとおりです。

年月	事項
1947年 3 月	津村製樽株式会社を京都容器工業株式会社へ商号変更（現当社）
1976年 2 月	容器の共同開発・販売を目的として、京都府京都市伏見区に京都容器工業株式会社と株式会社光陽の合弁会社として京都洗壺株式会社を設立
1979年 5 月	京都容器工業株式会社から京都洗壺株式会社へ営業権の譲渡 譲渡後、京都容器工業株式会社は不動産の所有管理をする法人となる
1979年12月	京都洗壺株式会社を京都容器光陽株式会社（旧）へ商号変更
2001年 4 月	京都容器光陽株式会社（旧）から京都容器工業株式会社へ営業権の譲渡 譲渡後、京都容器光陽株式会社（旧）を会社清算
2001年 5 月	京都容器工業株式会社を京都容器光陽株式会社（現当社）へ商号変更
2003年 6 月	オリジナルデザインびんの製造販売（シュンビンプロジェクト）（現オリジナル瓶 在庫販売サービス）開始
2004年 5 月	京都容器光陽株式会社をシュンビン株式会社へ商号変更
2012年 2 月	コンサルティングサービス開始（現ブランディング 受注生産サービス）
2014年 8 月	中小企業企画部を代行するというミッションのもとで、複数の会社とアライアンス関係を構築する目的として、京都府京都市伏見区に一般社団法人中小企業の企画部を代行する会を設立
2015年 4 月	空間・建築デザイン事業の拡大を目的として、京都府京都市伏見区に株式会社槌の音を設立（完全子会社）
2016年 4 月	株式会社槌の音を消滅会社としてシュンビン株式会社が吸収合併
2016年 6 月	6 次産業化のブランディング施策の一環として飲食店の運営を目的として、京都府京都市伏見区に地元農家らとの合弁会社として株式会社むすびのを設立（子会社）
2019年 3 月	株式会社むすびのの全株式を取得し完全子会社化 飲食店の運営に係る営業権を譲渡し、不動産の所有管理をする法人となる
2020年 3 月	一般社団法人中小企業の企画部を代行する会の清算
2024年 6 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

当社グループの変遷を図示しますと次のとおりであります。なお、一般社団法人中小企業の企画部を代行する会に関しては、解散及び清算済みであるため、記載を省略しております。



3【事業の内容】

当社グループは「中小企業の企画部を代行し、お客様の売上を上げる」というミッションのもと、コンサルティングやクリエイティブ^(注)の提供を通じて、低成長時代といわれる日本において、日本の全企業数 99%を占める中小企業の新規事業の企画開発や新ブランドの企画開発の取り組みに対して、当社が、お客様の企画部の社員のように、お客様が必要なときに必要な機能を果たせる並走型のビジネスを展開しております。

具体的には、ブランディングコンサルティングの当社独自の手法である「ブランド戦略検討会」というワークショップを通して、お客様のコンセプトを確定し、計画をたて、必要なクリエイティブ（ブランドデザイン、商品デザインや資材納品、Web サイト製作、空間建築デザイン、その他デザイン全般）を提供します。その後、必要な場合には、経営・インナーブランディング支援・Web 運用支援のコンサルティングを行います。

現在、主なお客様の属する業種は、清酒やウイスキー等の酒類製造業となり、凡そ連結売上高の 50%超を占めております。これは当社祖業が清酒用和樽の製造販売する事業であり、一時期には一升瓶を回収洗浄・販売する事業を行っていたことに起因するものであります。この他、商材やサービスではなく、企業そのもののブランディング等を担うこともございます。

当社グループのセグメントは、ブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントとしておりますが、「ブランディング 受注生産サービス」及び「オリジナル瓶 在庫販売サービス」に分かれており、連結子会社である株式会社むすびのにおいて、その他事業として不動産の賃貸を行っております。

(注) 今ある価値の「らしさ」を最大に引き出し、デザインの力で顧客が期待する以上のアウトプットをすることを当社ではクリエイティブといいます。

(1) ブランディング受注生産サービス 2025 年 3 月期売上高（連結）構成比率 74.2%

①ブランド戦略検討会（シュンビン㈱）

「ブランド戦略検討会」という当社独自のコンサルティングスキームを通してお客様の新規事業、新商品・サービスの企画開発や新ブランドのコンセプトを確立し、具体的な方針を確立するサービスを提供しております。一般的な印刷会社、デザイン制作会社、Web 制作会社は、すでに存在するサービスや商品に対して、商品企画デザインやWeb 製作デザインなどのクリエイティブを具体化することを行っていますが、当社の「ブランド戦略検討会」は、コンセプト（ブランド・アイデンティティ）を当社とお客様が協力してブランド戦略検討会を作り、今までにない、ビジネスアイデアを一緒に創造することから始まります。これにより、市場細分化や製品・サービスの差別化されたブランド開発が可能となります。

ブランド・アイデンティティにそったコーポレート・アイデンティティ（以下「CI」といいます）^{(注)1}やビジュアル・アイデンティティ（以下「VI」といいます）^{(注)2}のデザインを一貫して提供することで、お客様の売上向上、ブランドイメージ向上に寄与いたします。

(注) 1. コーポレート・アイデンティティとは、「企業の特徴を、統一されたビジュアルやメッセージで内外に発信し、共有してもらうことで、企業価値を高めること」を指します。

2. ビジュアル・アイデンティティとは、CI の構成要素の一つで、「企業の視覚的な展開を統一させる活動のこと」を指します。

②らしさブランディング（シュンビン㈱）

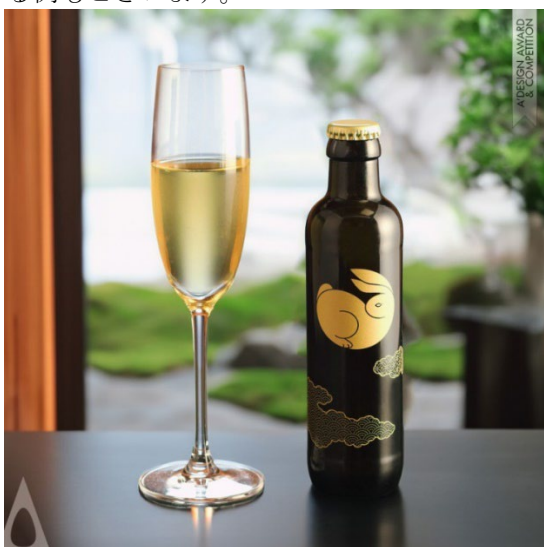
「ブランド戦略検討会」のスキームに市場調査、インタビュー、実地調査などを加えることで、ブランドに対する理解をさらに深め、お客様から指名されたデザイナーが、ブランドそのものの「らしさ」を具体化するブランディングデザインサービスです。「らしさ」を切り口にしたブランディングデザインを通じて、ブランドの持つオンリーワンのストーリーが言い知れぬ感動を呼び起こし、それを見る人や顧客の購買意欲を促進させ、ブランドの新たなファンを生み出すことに繋がります。ブランド価値を徹底的に掘り下げ、言語化し、デザインに落とし込むことによって、お客様らしさを最大限に輝かせることに当社の強みがあります。

③商品パッケージデザイン・商品開発支援（シュンビン㈱）

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、商品パッケージのデザインから資材の納品までを一貫して行うサービスです。

表面上のデザインだけでなく、売価に合わせた容器デザインの設計、ボトルの図面設計、CAD による見本の提供などを行い、トータルでデザインできるのが強みです。また、ボトルの金型代（500 万円ほど）の一部または全部を当社で負担し、お客様の初期投資リスクを軽減したうえで当社が納品するボトル代の単価に上乗せをしています。

さらに、リソースが不足しているお客様には、新規事業に際して、当社で商品企画も行い、商品自体を納品する例もございます。



顧客名：京都府宇治茶協同組合

商品名：玉兎

デザイン受賞：

- ・ A' DESIGN AWARD Silver
- ・ Pentawards 2021 Silver
- ・ 第 17 回ガラスびんアワード 優秀賞



顧客名：株式会社 安曇野ミネラルウォーター

商品名：日本酒 mine

④Web 製作 I T 運用コンサルティング（シュンビン㈱）

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、Web 製作をおこないます。ブランドの世界観を表現するデザイン、動きがある体験型のサイトを実現します。また、ネットショップで実際にお客様の売上を上げるための運用支援コンサルも実施しています。



顧客名：株式会社 Pasah

Web サイト：はにわプリンオンラインショップ

⑤空間・建築デザイン、イベント支援（シュンビン㈱）

ブランド戦略検討会で決定したコンセプトに基づき、空間・建築デザインをおこないます。ブランドを表現し、消費者に感動をもたらす体験の考案と設計・構築をし、お客様のブランド価値向上を図ります。

ブランドストーリーを想起させるデザインによって、マスコミなどへの PR に資するインパクトのあるイベントを設計します。



顧客名：株式会社一奎
店 名：京乃雪二条本店

（２）オリジナル瓶在庫販売サービス（シュンビン㈱） 2025 年 3 月期売上高（連結）構成比率 25.2%

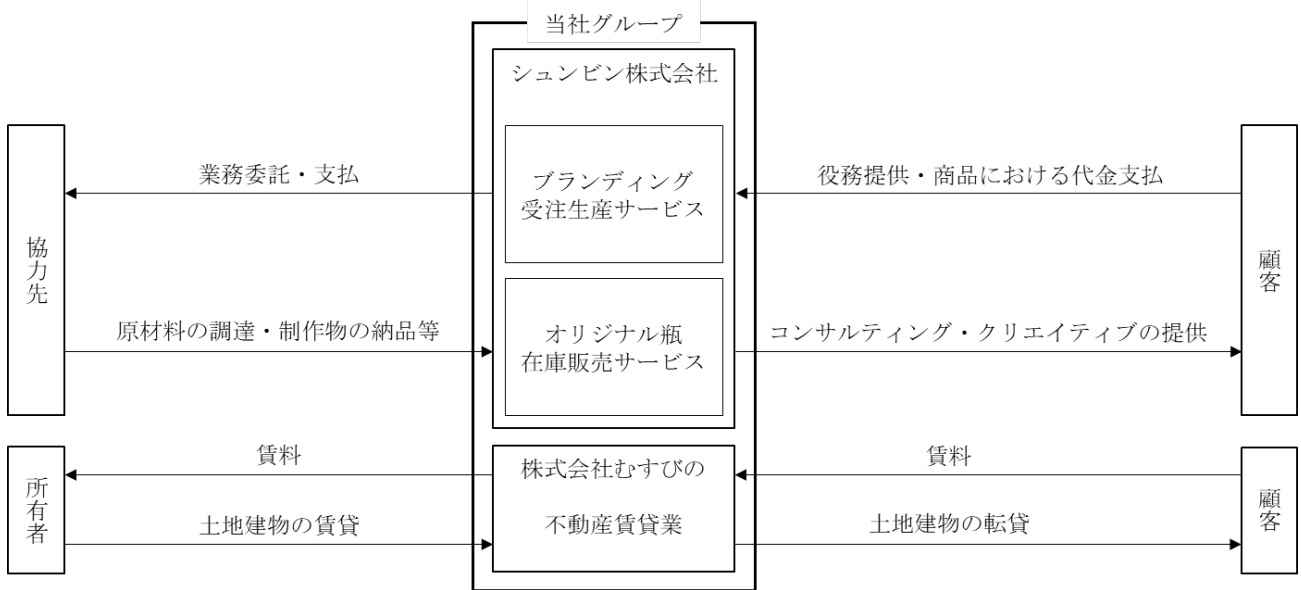
当社は、当社でデザイン・設計し、製造委託したオリジナル瓶を保有しております。当社のオリジナル瓶は、専用のカタログからお客様からお問い合わせをいただき販売する等、お客様の予算に合わせて当社からオリジナル瓶とパッケージデザインも合わせたトータルパッケージとして企画立案できる点が強みとなっております。

（３）その他（㈱むすびの） 2025 年 3 月期売上高（連結）構成比率 0.6%

株式会社むすびのは、不動産の賃貸業を営んでいます。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社むすびの (注) 1, 2, 3	京都府京都市 伏見区	17,495	その他事業 (不動産賃貸)	100%	役員の兼任 資金援助

- (注) 1. 特定子会社に該当する会社はありません。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 債務超過会社であり、2025年3月末時点での債務超過額は134,456千円であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメント名称	従業員数(人)
ブランディング及び商品開発デザイン事業	37 (3)
合計	37 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を() 外数で記載しております。
2. 当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
37 (3)	38.4	7.8	4,717

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を() 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかに回復しました。一方で、物価上昇や欧米における高い金利水準の継続、為替相場の変動等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは原材料や原油価格の高騰を初めとする断続的な仕入れ価格の上昇等の影響で、一部価格転嫁の遅れから売上総利益が低下する影響がありました。また人件費の上昇、管理諸費の増加もあり、収益率が低下しています。

そんな中、当社グループでは「中小企業の企画部を代行し顧客の売上を上げる」というミッション、「イノベーションを共に創る」というビジョンの元、インナーブラングのコンサルティングやクリエイティブデザインで付加価値が高い事業にシフトすることや、より顧客とイノベティブな事業を並走することで売上総利益率の向上を図りました。

これらの結果、当連結会計期間における売上高は1,036,577千円（前期比7.8%増）、営業利益は253千円（前期比95.8%減）、経常利益は11,418千円（前期比14.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,643千円（前期比23.2%減）となりました。

また、当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ31,247千円増加し、142,890千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、16,277千円の収入（前連結会計年度は20,116千円の収入）となりました。主な収入項目は、税金等調整前当期純利益11,418千円、減価償却費23,439千円、売上債権の減少額17,987千円、主な支出項目は、仕入債務の減少額18,835千円、法人税等の支払額11,764千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、4,758千円の収入（前連結会計年度は8,630千円の収入）となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出3,146千円、無形固定資産の取得による支出7,390千円、保険積立金の払戻による収入18,074千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、10,211千円の収入（前連結会計年度は29,565千円の支出）となりました。主な内訳は、長期借入れによる収入50,000千円、長期借入金金の返済による支出39,995千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	1,038,244	111.0
合計	1,038,244	111.0

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の受注実績を記載しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
ブランディング及び 商品開発デザイン事業	1,036,577	107.8
合計	1,036,577	107.8

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、ブランディング及び商品開発デザイン事業の販売実績を記載しております。

2. 主な相手別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
本坊酒造株式会社	151,128	15.71	160,426	15.48

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ブランディング受注生産サービス、営業活動の強化、認知度の向上

当社グループのブランディング受注生産サービスは、ブランド戦略検討会を皮切りにして、顧客のクリエイティブを一貫して提供するところに強みがあります。

商品パッケージ等の視覚的魅力が重視される業種として、お酒、食品、化粧品、健康食品、農業の生産業務に属するお客様をメインターゲットに順調に拡大してきましたが、今後は一定業界への依存度を下げるべく、新規顧客企業の開拓や販売のための営業活動を積極的に展開し、認知度の向上を図っていきます。金融機関や経営コンサル会社とも営業面でのアライアンスを組み、ブランディングだけでなく商品開発やweb ページ、建築などの製造面でのアライアンスを結ぶことで、取扱業種を拡大し、営業活動の基盤構築に取り組んでおります。

(2) 自社ソリューションの拡大と高度化

当社グループでは、ブランディングを基点にしたブランドデザイン、商品デザイン、資材納品、Web デザイン、運用支援コンサルティング、空間建築デザインを用いて問題解決のためのソリューションの提供が可能です。今後は他社ともアライアンスを結びながら、PR、イベント、市場調査、販売支援、イノベーション創造、インナーブランディングの領域に、提供可能な自社ソリューションを拡大してまいります。

また、デザインのクリエイティブ性を賞を獲得したデザイナーによる高付加価値のサービスを提供し、ソリューションそのものの高度化を図ってまいります。

(3) オリジナルびん在庫販売の拡大

大手ガラスびんメーカーの生産設備縮小により、デザイン性の高い小ロットびんの終売が相次いでいます。その中で、代替商品として、当社のデザイン性の高い小ロットのびんが採用され売上が伸びています。既存顧客や代替商品を探されている顧客、代理店様に適切な情報を提供し、さらにオリジナルびん在庫販売サービスの拡大につとめてまいります。

(4) 人材の育成

当社グループが実施するブランディング受注生産サービスにおいて、持続的な成長を進めるためには、優秀な人材の確保・育成が不可欠です。人材の確保については、労働人口が減少する環境下において、ブランディングに対する知識や経験、または、CI^{(注)1}、VI^{(注)2}などデザイン・制作物の知識と経験を保有する優秀な人材を雇用することが困難となっております。このような状況のもと、当社では採用活動をより一層強化しております。育成については、On the Job Training (OJT) 及び Off the Job Training や、キャリア開発支援制度を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう努めております。

(注) 1. コーポレート・アイデンティティとは、「企業の特性を、統一されたビジュアルやメッセージで内外に発信し、共有してもらうことで、企業価値を高めること」を指します。

2. ビジュアル・アイデンティティとは、CI の構成要素の一つで、「企業の視覚的な展開を統一させる活動のこと」を指します。

(5) コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化

当社グループは、小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでおります。

(6) 財務基盤の強化

当社グループは、財務基盤を強化するため、人員配置、営業活動、内部管理体制等、あらゆるコストについて生産性向上に取り組み、経営の効率化を進めることで、将来にわたる成長力、収益力のある企業体質を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) ブランディングビジネスにおける競合サービス

ブランディングは注目されているマーケティング手法であり、市場は伸びています。

当社グループは、「中小企業の企画部を代行し、お客様の売上を上げる」というミッションのもと、中小企業のブランド構築と新規事業、社内体制構築、新商品開発の運用を並走するビジネスを展開しています。顧客の求めるニーズに対応すること及び顧客に当社独自の提案を行うことにより差別化を図っております。今後も競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいります。差別化ができなくなったことにより将来にわたって優位に展開できなくなる事象が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) トレンドの影響

当社グループの行うサービスは、一般的に景気動向、特に個人消費動向をもとにした支出動向の影響を受ける傾向があります。

当社グループは、競争優位性を維持し高めるべく、顧客商品及びサービスをブランディングし、質の向上に努めるなど様々な施策を講じております。しかし、必ずしもこのような施策が成功し競争優位性の維持につながるとは限らず、新規顧客獲得効率の悪化や既存顧客との取引が終了する場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保

当社グループは、持続的な成長のために、継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社グループの競争力向上に当たっては、複数の選択肢がありスキーム化しにくいイノベティブ^{(注)1}でクリエイティブな業務であり、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。

しかしながら、優秀な人材確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. 顧客の強みを活かし今までにない新しい体験価値を創造することを当社グループではイノベティブといっています。

(4) 協力会社との関係

当社グループでは、自社でデザイン・設計までを行い、資材や建築などは協力会社から仕入れ、一貫して顧客へサービス提供を行っており、安定的な供給及び質の高い商品提供をするために協力会社との関係が重要と認識しております。当社グループは協力先と良好な関係を維持しておりますが、関係維持に問題が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権等に関するリスク

当社グループは、顧客に対して役務提供の1つである資材（パッケージ、オリジナル瓶等）の納品等を中心に、知的財産権を取り扱う場合がございます。これらの知的財産権の侵害可能性の調査確認は、一義的には顧客が担うものの、当社グループにおいても確認をするようにしております。

加えて、知的財産権の侵害の可能性だけでなく、不正景品類及び不当表示防止法や製造物責任法などに抵触する可能性もあります。

当社グループにおいては、顧客に対して注意喚起及び確認、当社グループ役職員に対してリスク・コンプライアンス委員会にて注意喚起の実施、細心の注意を払っての取扱いをしているものの、顧客が万が一権利侵害や法令等へ抵触し、発注が困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 原材料の高騰

国内外金利差による急速な円安の進行に加え、ロシアのウクライナ侵攻等による原油価格の高騰の影響、アメリカの関税戦争により、当社グループが供給している、ガラスびん、紙製品の原価が高騰し、断続的に仕入価格が上昇しています。仕入価格の上昇については顧客へ価格転嫁しておりますが、最終価格が上がることで、消費が減退する場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定業種（酒類製造業）への依存

当社グループでは、酒蔵向け清酒用和樽の製造販売を目的に創業した背景から、酒類製造業の売上シェアが 50%以上あり、酒類製造業の流れに影響を受けております。今後は、酒類製造業以外の顧客獲得をすることで特定業種の依存を解消していく方針であります。依存を解消できなかった場合には市況の悪化等の要因によって、流行に影響を受けた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 仕入先の依存について

当社グループが行うブランディング受注生産サービス及びオリジナル瓶在庫販売サービスにおいて、寡占な業界であることや、過去の取引実績から、当社グループの仕入高のうち、日本山村硝子株式会社に対する仕入が 34.8%(2025 年 3 月期)を占めております。当社グループは仕入先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、新規仕入先の開拓が予定通りに進まず、安定的に資材が供給されなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 販売先の依存について

当社グループが行うブランディング受注生産サービス及びオリジナル瓶在庫販売サービスにおいて、当社グループの販売高のうち、本坊酒造株式会社に対する販売が 15.48%(2025 年 3 月期)を占めております。当社グループは販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も他社の売上比率増加を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、他社の売上比率増加が予定通りに進まず、当該販売先からの受注が減少した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 子会社の財務改善

当社の子会社である株式会社むすびのは、京都の農業支援を目的として設立し、飲食店を営業していましたが、2019 年 3 月に飲食店の営業権を譲渡し、現在は不動産の賃貸事業を行っております。安定した収益を獲得していますが、依然として事業内容の改革、財務体質の改善が必要な状況であり、予定通り推移しない場合に、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 機密情報の管理について

当社グループでは事業活動において、お客様情報や個人情報、その他機密情報を保有する可能性があります。これらの各種情報の取り扱い及び機密情報保持には細心の注意を払っており、適切な情報管理と社内教育の徹底、外部協力会社との機密保持契約の締結などを行い、情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じております。これらの対策を講じているにも関わらず、情報漏洩や情報の悪用といった事態が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用失墜などにより当社グループの事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存に関するリスク

当社グループの経営方針や事業戦略、営業戦略などの経営全般において、代表取締役社長である津村元英氏が、重要な役割を果たしております。また当社グループは、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務遂行が困難となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に 2024 年 6 月 27 日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022 年 3 月 1 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当連結会計年度末日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について

困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 15,553 千円増加し、374,650 千円となりました。これは主に、現金及び預金が 31,247 千円増加、売掛金が 12,643 千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 30,281 千円減少し、425,078 千円となりました。これは主に、減価償却費 20,626 千円を計上したことに伴う有形固定資産の減少、生命保険の解約に伴う保険積立金 15,295 千円の減少によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 20,239 千円減少し、282,572 千円となりました。これは主に、買掛金が 18,835 千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 17 千円増加し、250,302 千円となりました。これは主に、繰延税金負債が 2,725 千円減少、退職給付に係る負債が 1,976 千円増加、役員退職慰労引当金が 1,020 千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 5,493 千円増加し、266,854 千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益 6,643 千円を計上したことに伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1) 業績に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

(5) 運転資本

運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (京都府京都市 伏見区)	本社 倉庫	329,405	11,612	11,537	50,378 (4,515.19)	402,933	37 (3)

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備 の 内 容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及 び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
株式会社 むすびの	本社 (京都府 京都市 伏見区)	本社	—	—	—	—	—	— (-)

(注) 1. 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)	建物 (面積㎡)	土地 (面積㎡)
飲食店 (京都府京都市 伏見区)	店舗	7,188	290.00	176.10

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	3,500,000	2,500,000	2,500,000	東京証券取引所 (Tokyo PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	6,000,000	3,500,000	2,500,000	2,500,000	—	—

- (注) 1. 2023年12月25日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月25日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ発行可能株式総数は3,500,000株増加し、6,000,000株となっております。
2. 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は2,250,000株増加し、2,500,000株となっております。
3. 当社は2024年6月27日付で東京証券取引所 (Tokyo PRO Market) に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年12月25日 (注)	2,250,000	2,500,000	—	12,500	—	—

- (注) 2023年11月28日開催の取締役会決議により、2023年12月25日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は2,250,000株増加し、2,500,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	2	—	—	11	13	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	1,750	—	—	23,250	25,000	—
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	7.0	—	—	93.0	100	—

(注) 自己株式 201,000 株は「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
津村 元英	京都府京都市伏見区	1,199,150	52.15
シュンビン株式会社持株会	京都府京都市伏見区 横大路下三栖東の口町1の3	456,400	19.85
株式会社北川本家	京都府京都市伏見区村上町370の6	125,000	5.44
倉谷 知子	京都府宇治市	123,000	5.35
小林 永	京都府京都市中京区	100,000	4.35
池原 百合	大阪府寝屋川市	66,000	2.87
北川 幸宏	京都府京都市伏見区	62,500	2.72
松本 晋一	京都府京都市中京区	55,600	2.42
北川 嘉一	京都府京都市山科区	50,000	2.17
齊藤酒造株式会社	京都府京都市伏見区 横大路三栖山城屋敷町105	50,000	2.17
中嶋 正一	京都府宇治市	10,000	0.43
徃西 裕之	京都府宇治市	1,250	0.05
計	—	2,298,900	99.99

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式が 201,000 株あります。株式総数に対する所有株式数の割合は、当該自己株式を除く株式総数に対する割合であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 201,000	—	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,299,000	22,990	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,500,000	—	—
総株主の議決権	—	22,990	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
シュンビン 株式会社	京都府京都市伏 見区横大路下三 栖東の口1の3	201,000	—	201,000	8.0
計	—	201,000	—	201,000	8.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消 却 の 処 分 を 行 っ た 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係 る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	201,000	—	201,000	—

3 【配当政策】

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案しながら剰余金の配当決定することを基本方針としております。また、配当の回数につきましては年1回を基本方針としております。剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり0.5円とすることを決定いたしました。なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業拡大を見据え、人材確保に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2025年6月27日 定時株主総会決議	1,149	0.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第76期	第77期	第78期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
最高（円）	—	160	—
最低（円）	—	160	—

- (注) 1. 当社株式は、2024年6月27日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場したため、第76期については該当事項はありません。
2. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
3. 第78期においては、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 2024年10月から2025年3月までにおいては、売買実績がありません。

5【役員の状況】

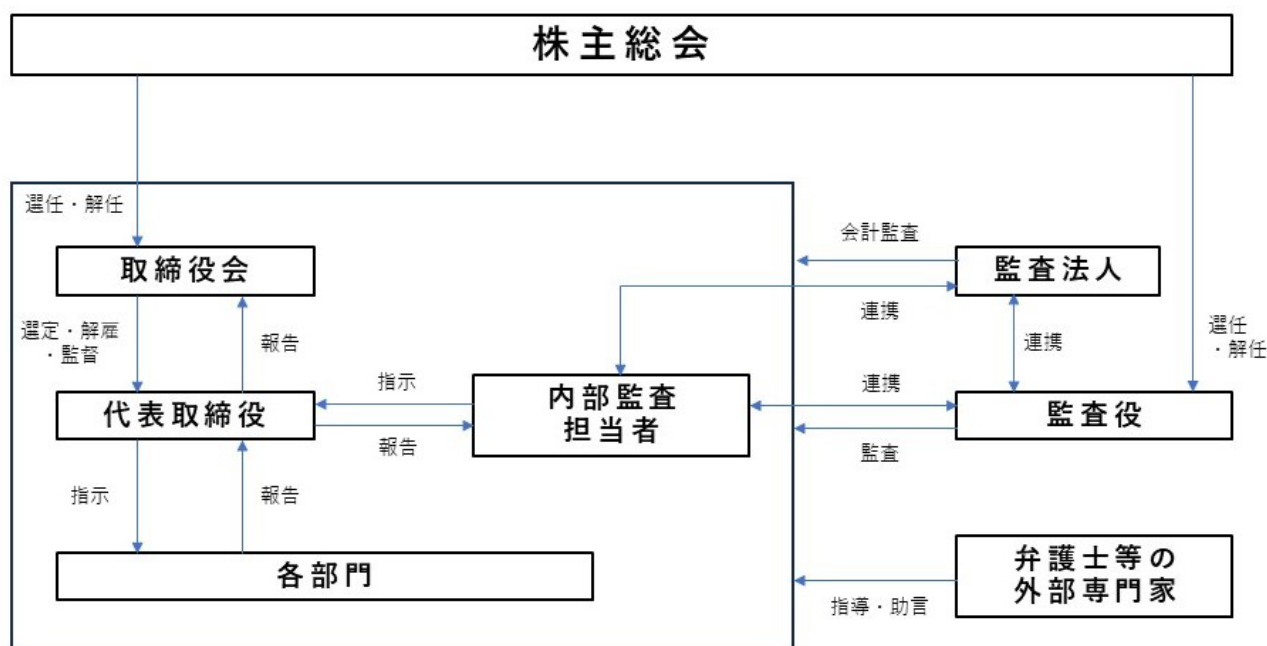
男性 4名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 20%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	津村 元英	1966年 11月12日生	1989年4月 協和発酵工業株式会社入社 1992年4月 株式会社光陽入社 1994年8月 当社入社 2001年9月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2016年6月 株式会社むすびの 代表取締役社長就任(現任)	(注)1	(注)3	1,199,150
取締役	プロデュース 部長	小林 永	1980年 2月13日生	2002年11月 株式会社アル・コネクションプロダクツ入社 2004年7月 株式会社アロンジェ入社 2006年5月 同社 取締役就任 2012年12月 個人事務所サンセットクラウド創業 2015年10月 当社入社 2021年6月 当社 取締役プロデュース部長就任(現任)	(注)1	(注)3	100,000
取締役	デザイン 部長	池原 百合	1981年 4月8日生	2002年4月 株式会社アントレ入社 2007年7月 有限会社メリー&マリー入社 2009年3月 当社入社 2022年3月 当社 取締役デザイン部長就任(現任)	(注)1	(注)3	66,000
取締役	経営管理 部長	松本 晋一	1979年 5月10日生	2002年4月 朝日ソーラー株式会社入社 2007年4月 当社入社 2023年6月 当社 取締役経営管理部長就任(現任)	(注)1	(注)3	55,600
監査役	—	徃西 裕之	1967年 11月14日生	1991年3月 日本アジア投資株式会社入社 2002年4月 テクノロジードインキュベーション株式会社 設立 代表取締役就任 2008年6月 株式会社イオンテクノセンター設立 代表取締役就任 2009年6月 株式会社イオンテクノセンター 取締役会長就任(現任) 2013年3月 アクシオヘリックス株式会社 監査役就任(現任) 2018年6月 ティーエスアイ株式会社設立 代表取締役就任 2020年6月 株式会社toraru 取締役就任(現任) 2021年11月 ティーエスアイ株式会社 取締役会長就任(現任) 2022年6月 当社 監査役就任(現任) 2023年7月 スカイリンクテクノロジーズ株式会社 社外取締役就任(現任)	(注)2	(注)3	1,250
計							1,422,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年3月期における役員報酬の総額は32,272千円を支給しております。
4. 徃西裕之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年3月期において監査を執行した公認会計士は西岡朋晃氏、平野泰久氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ．経営会議

当社の取締役、各事業部門の責任者及びこれに準じる者（各課リーダー）をもって構成しております。取締役会での決定を受けてグループ全体の業務執行にあたっての方向付け、執行部門の決定、責任と権限の明確化を行い業務執行の円滑化を図るとともに、取締役会での決議を必要とする事項の取りまとめ方針などを決定しております。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会（委員長 代表取締役社長 津村元英）は、4名の取締役、社外監査役1名及び内部監査担当者1名で構成されております。リスク・コンプライアンス委員会の定例委員会は四半期に1回、臨時委員会は必要に応じて随時開催しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、経営管理部を主管部署として、担当者2名（内1名内部監査責任者）が、代表取締役社長の指示により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。

各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長と定期的に面談し、監査結果に基づく問題点の報告、情報の共有をしております。

監査役、内部監査担当者及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて会合を開催しております。各々の監査計画、監査結果に関して適宜情報交換を行うとともに、相互に連携、意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外役員の状況

当社グループは社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役西裕之氏は、当社の株式1,250株を所有しておりますが、当社グループとの間にはそれ以外に人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に関しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	31,072	31,072	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	1,200	1,200	—	—	1

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,850	—
連結子会社	—	—
計	8,850	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当連結会計年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,643	142,890
受取手形	※3 11,280	6,425
売掛金	149,062	136,419
電子記録債権	12,884	12,395
商品及び製品	66,960	66,753
仕掛品	5,400	4,458
貯蔵品	105	104
その他	1,782	5,237
貸倒引当金	△23	△34
流動資産合計	359,097	374,650
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 340,158	※2 329,405
機械装置及び運搬具（純額）	14,079	11,612
工具、器具及び備品（純額）	16,983	11,537
土地	※2 50,378	※2 50,378
有形固定資産合計	※1 421,599	※1 402,933
無形固定資産	10,226	13,906
投資その他の資産		
その他	28,534	13,238
貸倒引当金	△5,000	△5,000
投資その他の資産合計	23,534	8,238
固定資産合計	455,360	425,078
資産合計	814,457	799,729

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		79,216		60,380
短期借入金	※2	126,169	※2	127,525
1年内返済予定の長期借入金	※2	32,498	※2	42,756
未払法人税等		6,510		2,246
契約負債		19,156		16,051
賞与引当金		8,662		9,127
その他		30,599		24,486
流動負債合計		302,812		282,572
固定負債				
長期借入金	※2	111,262	※2	111,009
繰延税金負債		52,573		49,847
役員退職慰労引当金		25,154		26,175
退職給付に係る負債		44,521		46,498
資産除去債務		16,772		16,772
固定負債合計		250,284		250,302
負債合計		553,096		532,874
純資産の部				
株主資本				
資本金		12,500		12,500
利益剰余金		250,707		256,201
自己株式		△1,847		△1,847
株主資本合計		261,360		266,854
純資産合計		261,360		266,854
負債純資産合計		814,457		799,729

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	961,760	1,036,577
売上原価	623,623	661,843
売上総利益	338,137	374,734
販売費及び一般管理費	※1 332,053	※1 374,480
営業利益	6,083	253
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	14
売電収入	1,615	1,565
保険返戻金	8,098	12,179
その他	254	251
営業外収益合計	9,972	14,010
営業外費用		
支払利息	2,725	2,845
営業外費用合計	2,725	2,845
経常利益	13,331	11,418
税金等調整前当期純利益	13,331	11,418
法人税、住民税及び事業税	10,689	7,500
法人税等調整額	△6,007	△2,725
法人税等合計	4,681	4,774
当期純利益	8,650	6,643
親会社株主に帰属する当期純利益	8,650	6,643

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	8,650	6,643
包括利益	8,650	6,643
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,650	6,643

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	12,500	243,230	△1,597	254,133	254,133
当期変動額					
剰余金の配当		△1,173		△1,173	△1,173
親会社株主に帰属する当期純利益		8,650		8,650	8,650
自己株式の取得			△250	△250	△250
当期変動額合計	—	7,476	△250	7,226	7,226
当期末残高	12,500	250,707	△1,847	261,360	261,360

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	12,500	250,707	△1,847	261,360	261,360
当期変動額					
剰余金の配当		△1,149		△1,149	△1,149
親会社株主に帰属する当期純利益		6,643		6,643	6,643
自己株式の取得				—	—
当期変動額合計	—	5,493	—	5,493	5,493
当期末残高	12,500	256,201	△1,847	266,854	266,854

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,331	11,418
減価償却費	22,111	23,439
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△11	464
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△182	10
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1,454	1,020
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	6,016	1,976
受取利息及び受取配当金	△3	△14
支払利息	2,725	2,845
売上債権の増減額 (△は増加)	△24,191	17,987
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,250	1,149
仕入債務の増減額 (△は減少)	14,544	△18,835
その他	4,982	△10,257
小計	34,527	31,204
利息及び配当金の受取額	3	14
利息の支払額	△2,455	△3,177
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△11,960	△11,764
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,116	16,277
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△395	△3,146
無形固定資産の取得による支出	—	△7,390
保険積立金の積立による支出	△3,413	△2,779
保険積立金の払戻による収入	12,438	18,074
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,630	4,758
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	11,552	1,356
長期借入れによる収入	—	50,000
長期借入金の返済による支出	△39,694	△39,995
配当金の支払額	△1,173	△1,149
その他	△250	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,565	10,211
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△818	31,247
現金及び現金同等物の期首残高	112,462	111,643
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 111,643	※ 1 142,890

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称
株式会社むすびの

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～38年
機械装置及び運搬具	6～17年
工具、器具及び備品	3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の展開するブランディング及び商品開発デザイン事業による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資を含めております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性がある判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	235,908千円	256,535千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	277,301千円	267,778千円
土地	49,178千円	49,178千円
計	326,479千円	316,956千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	116,169千円	117,525千円
1年内返済予定の長期借入金	29,718千円	27,432千円
長期借入金	71,262千円	43,830千円
計	217,149千円	188,787千円

※3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	1,009千円	一千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当	145,011千円	151,826千円
貸倒引当金繰入額	△182千円	10千円
賞与引当金繰入額	8,662千円	8,417千円
退職給付費用	7,402千円	9,455千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,385千円	926千円
支払手数料	22,236千円	42,302千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	250,000	2,250,000	—	2,500,000
自己株式				
普通株式	15,280	185,720	—	201,000

(変動事由の概要)

2023年9月30日の取締役会決議による自己株式の取得 4,820株
2023年12月25日付の株式分割による普通株式の増加 2,250,000株
2023年12月25日付の株式分割による自己株式の増加 180,900株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,173	5.0	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,149	0.5	2024年3月31日	2024年6月28日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,500,000	—	—	2,500,000
自己株式				
普通株式	201,000	—	—	201,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,149	0.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,149	0.5	2025年3月31日	2025年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	111,643千円	142,890千円
現金及び現金同等物	111,643千円	142,890千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金の使途は、主に運転資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	143,760	137,812	△5,947
負債計	143,760	137,812	△5,947

当連結会計年度（2025 年 3 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	153,765	154,654	889
負債計	153,765	154,654	889

（注 1）金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	111,643	—	—	—
受取手形	11,280	—	—	—
売掛金	149,062	—	—	—
電子記録債権	12,884	—	—	—
合計	284,871	—	—	—

当連結会計年度（2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	142,890	—	—	—
受取手形	6,425	—	—	—
売掛金	136,419	—	—	—
電子記録債権	12,395	—	—	—
合計	298,130	—	—	—

（注 2）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金 （1 年内返済予定を含む）	32,498	32,760	21,342	38,472	7,992	10,696
合計	32,498	32,760	21,342	38,472	7,992	10,696

当連結会計年度（2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金 （1 年内返済予定を含む）	42,756	31,338	48,468	17,988	10,511	2,704
合計	42,756	31,338	48,468	17,988	10,511	2,704

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	137,812	—	137,812
負債計	—	137,812	—	137,812

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	154,654	—	154,654
負債計	—	154,654	—	154,654

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	38,505千円	44,521千円
退職給付費用	7,402	10,149
退職給付の支払額	△1,385	△8,173
退職給付債務の期末残高	44,521	46,498

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 7,402 千円 当連結会計年度 10,149 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金 (注)	49,458千円	51,880千円
貸倒引当金	1,679	1,721
賞与引当金	2,909	3,065
退職給付に係る負債	14,951	16,009
役員退職慰労引当金	8,447	9,011
資産除去債務	5,632	5,774
その他	2,057	1,812
繰延税金資産小計	85,136	89,275
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△49,458	△51,880
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,461	△7,649
繰延税金資産合計	28,216	29,745
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	△58,101	△57,470
特別償却準備金	△22,688	△22,122
繰延税金負債合計	△80,789	△79,592
繰延税金資産 (負債) の純額	△52,573	△49,847

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金 ※	—	6,707	13,192	21,338	1,402	6,815	49,458
評価性引当額	—	△6,707	△13,192	△21,338	△1,402	△6,815	△49,458
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金 ※	6,707	13,525	—	21,878	1,438	8,330	51,880
評価性引当額	△6,707	△13,525	—	△21,878	△1,438	△8,330	△51,880
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)		33.6%
住民税均等割	法定実効税率と税効果会計適	3.2%
法人税等の特別控除額	用後の法人税等の負担率との	△9.3%
評価性引当額の増減	間の差異が法定実効税率の100	24.5%
中小企業低率税制	分の5以下であるため注記を	△8.8%
その他	省略しております。	△1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		41.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は1,266千円増加し、法人税等調整額が1,266千円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

連結子会社が賃貸する飲食店舗施設に係る原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
期首残高	16,772千円	16,772千円
期末残高	16,772千円	16,772千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	149,036	173,227
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	173,227	155,240
契約負債（期首残高）	17,919	19,156
契約負債（期末残高）	19,156	16,051

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、17,919千円です。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、19,156千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはブランディング及び商品開発デザイン事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
本坊酒造株式会社	151,128	ブランディング及び商品開発デザイン事業

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
本坊酒造株式会社	160,426	ブランディング及び商品開発デザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	113円68銭	116円07銭
1株当たり当期純利益	3円73銭	2円89銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2023年12月25日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	8,650	6,643
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	8,650	6,643
普通株式の期中平均株式数(株)	2,321,246	2,299,000

(重要な後発事象)

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として当社の完全子会社である株式会社むすびのを吸収合併することを決議しました。

1. 本合併の目的

株式会社むすびのは当社の完全子会社で、主に不動産賃貸業を行ってまいりました。今般、経営資源を集約し、経営を効率化することを目的として、当社が株式会社むすびのを吸収合併することといたしました。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

株主総会基準日	2025年3月31日
取締役会決議日	2025年5月15日
契約締結日	2025年5月15日
株主総会決議日	2025年6月27日
実施予定日(効力発生日)	2025年10月1日(予定)

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社むすびのは解散いたします。

(3) 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株の発行、資本金の増加および合併交付金その他一切の支払いはありません。

(4) 合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 合併の当事会社の概要（2025年3月31日現在）

	存続会社	消滅会社
(1) 名 称	シュンビン株式会社	株式会社むすびの
(2) 所 在 地	京都市伏見区横大路 下三栖東の口町1の3	京都市伏見区横大路 下三栖東の口町1の3
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 津村元英	代表取締役社長 津村元英
(4) 事 業 内 容	ブランドコンサルティング及 び商品開発デザイン事業	不動産賃貸業
(5) 資 本 金	12,500 千円	17,495 千円
(6) 設 立 年 月 日	1941 年 5 月 7 日	2016 年 6 月 23 日
(7) 発 行 済 株 式 数	2,500,000 株	3,000 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	津村 元英 52.16% シュンビン株式会社持株会 19.85%	シュンビン株式会社 100.00%
(10) 直前事業年度の経営成績及び財政状態		
決算期	2025 年 3 月 期（連結）	2025 年 3 月 期（単体）
純資産	266,854 千円	△134,456 千円
総資産	799,729 千円	16,951 千円
1 株当たり純資産	116.07 円	△44,818.99 円
売上高	1,036,577 千円	6,000 千円
営業利益又は営業損失（△）	253 千円	△1,338 千円
経常利益又は経常損失（△）	11,418 千円	△3,905 千円
親会社株主に帰属する当期純 利益又は純損失（△）	6,643 千円	△4,085 千円
1 株当たり当期純利益又は当期 純損失（△）	2.89 円	△1,361.81 円

4. 合併後の当社の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期に変更はありません。

5. 今後の見通し

本合併は、当社の完全子会社との合併であるため、連結業績に与える影響は軽微であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	126,169	127,525	1.08	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	32,498	42,756	0.99	—
長期借入金 (1年以内に返済 予定のものを除く)	111,262	111,009	1.36	2026年～2030年
合計	269,929	281,290	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	31,338	48,468	17,988	10,511

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に 伴う原状回復義務	16,772	—	—	16,772

【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞等に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載URL https://www.shun-bin.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

シュンビン株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋晃

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 平野 泰久

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシュンビン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュンビン株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるか

どうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上